

第7章 文化財の保存と活用に関する推進体制

1 本市の推進体制

(1) 文化財保護主管課

本市の文化財保護事務は、「浜松市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則」により、市長事務部局である市民部文化財課が、教育委員会事務局を補助執行する形で主管している。文化財課には、2つのグループ（係に相当）を設置し、文化財保護グループが文化財の保存や活用に関することを、埋蔵文化財グループが埋蔵文化財と地域遺産センターの運営に関することをそれぞれ担う。文化財保護グループは事務所を市役所本庁に、埋蔵文化財グループは地域遺産センターに置く。また、文化財課には、浜松市事務分掌規則に定める第2種事業所として、博物館（浜松市博物館）を設置している。博物館には、2つのグループを設置し、博物館運営グループが博物館の運営に係る事務を、博物館学芸グループは収蔵や展示、教育普及活動をそれぞれ担当している。

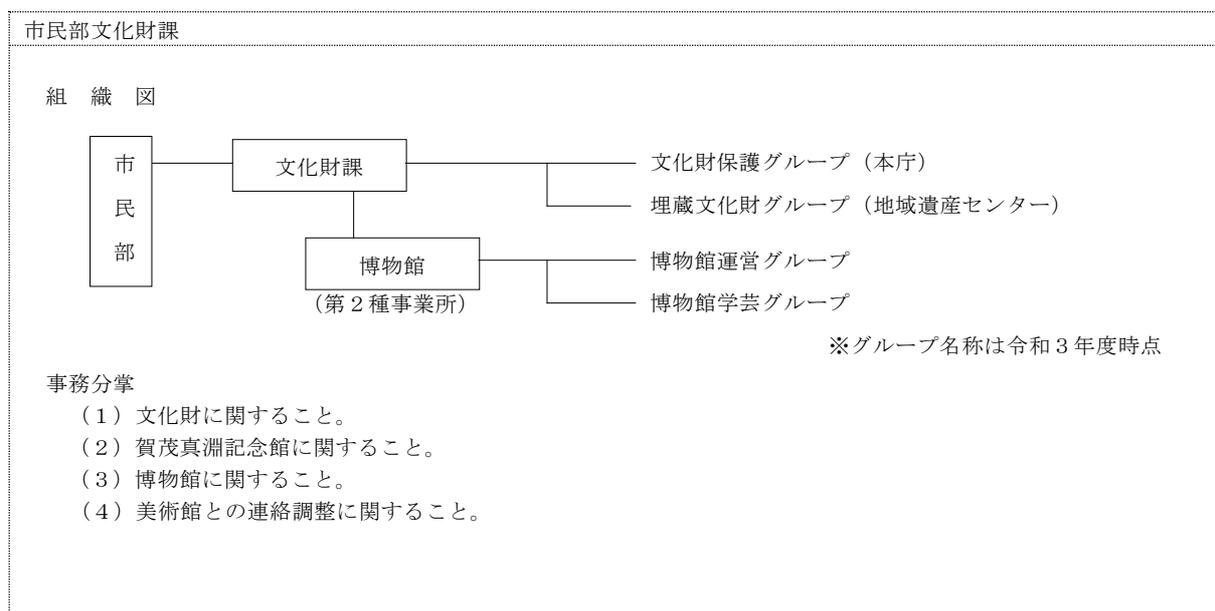
また、本市7つの行政区（中区、東区、西区、南区、北区、浜北区及び天竜区）には、各区役所のまちづくり推進課（東区と南区は区民生活課）及び協働センターに文化財担当者を配置し、各種助成制度に関する届出など、市民に身近な事務を担っている。

(2) 浜松市文化財保護審議会

文化財保護法及び浜松市文化財保護条例に基づき、浜松市文化財保護審議会（定数10人以内）を設置し、文化財課が事務局の役割を担う。文化財保護審議会は、市教育委員会の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、委員会に建議する。平成28年度（2016年度）からは浜松地域遺産認定制度（認定文化財制度）に係る審査を行っている。

令和2年度（2020年度）現在の委員は8人で、浜松市長が任命する。任期は2年間である。

文化財の保存と活用の体制



1 本市の推進体制

業務内容（職員数） 文化財保護グループ（職員 8 人（管理職含む）、再任用職員 2 人） 文化財の保存及び活用に関すること 埋蔵文化財グループ（職員 3 人、再任用職員 1 人、会計年度任用職員 8 人） 埋蔵文化財の調査に関すること、地域遺産センターの管理運営に関すること 博物館運営グループ（職員 3 人（管理職含む）、会計年度任用職員 2 人） 博物館の管理運営 学芸グループ（職員 6 人（管理職含む）、再任用職員 1 人、会計年度任用職員 5 人） 史資料等の収集、展示、調査研究、教育普及等
各区役所、協働センター 各区役所、協働センターに文化財行政担当職員（兼務）を配置 （中区・まちづくり推進課、東区・区民生活課、西区・まちづくり推進課、西区・舞阪協働センター、南区・区民生活課、北区・まちづくり推進課、北区・引佐協働センター、北区・三ヶ日協働センター、浜北区・まちづくり推進課、天竜区・まちづくり推進課、天竜区・春野協働センター、天竜区・佐久間協働センター、天竜区・水窪協働センター、天竜区・龍山協働センター）
浜松市文化財保護審議会 審議事項：文化財の保存及び活用に関する重要事項、認定文化財の審査等 委員の職名・属性：会長 1 人（大学教授）、副会長 1 人（大学教授）、委員 6 人（大学教授 3 人、文化財建造物監理士 1 人、樹木医 1 人、郷土史研究者 1 人）

表 7-1 文化財関係条例・要綱

種別	件名	制定年月日 (要綱以下は施行年月日)	番 号
条例	浜松市文化財保護条例	昭和 52 年 3 月 30 日	条例第 28 号
	浜松市博物館条例	昭和 54 年 3 月 30 日	条例第 34 号
	浜松市立賀茂真淵記念館条例	昭和 59 年 3 月 30 日	条例第 22 号
	浜松市ギフチョウの保護に関する条例	平成 17 年 6 月 1 日	条例第 140 号
	重要文化財中村家住宅条例	平成 17 年 6 月 1 日	条例第 251 号
	浜松市舞坂宿脇本陣条例	平成 17 年 6 月 1 日	条例第 253 号
	浜松市立内山真龍資料館条例	平成 17 年 6 月 1 日	条例第 256 号
	浜松市民俗芸能の継承及び振興に関する条例	平成 28 年 3 月 24 日	条例第 51 号
規則	浜松市文化財保護条例施行規則	昭和 52 年 3 月 30 日	教育委員会規則第 7 号
	浜松市博物館条例施行規則	昭和 54 年 3 月 30 日	教育委員会規則第 3 号
	浜松市立賀茂真淵記念館条例施行規則	平成 12 年 3 月 30 日	規則第 75 号
	浜松市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則	平成 13 年 3 月 30 日	教育委員会規則第 2 号
	浜松市ギフチョウの保護に関する条例施行規則	平成 17 年 6 月 30 日	規則第 151 号
	浜松市立内山真龍資料館条例施行規則	平成 18 年 12 月 15 日	規則第 121 号
	浜松市舞坂宿脇本陣条例施行規則	平成 18 年 12 月 15 日	規則第 122 号
	重要文化財中村家住宅条例施行規則	平成 18 年 12 月 15 日	規則第 123 号
	浜松市埋蔵文化財保護事務に関する規則	平成 19 年 3 月 30 日	教育委員会規則第 12 号
	博物館の登録に関する規則	平成 27 年 3 月 17 日	教育委員会規則第 13 号
要綱	浜松市博物館観覧料の減免措置等に関する要綱	平成 15 年 4 月 1 日	
	浜松市埋蔵文化財保護事務取扱要綱	平成 27 年 9 月 1 日	
	浜松市博物館関連施設管理要綱	平成 23 年 4 月 1 日	
	浜松市埋蔵文化財発掘調査要綱	平成 24 年 4 月 1 日	
	浜松市民俗芸能大会等出場激励金交付要綱	平成 25 年 4 月 1 日	
	浜松地域遺産認定制度実施要綱	平成 28 年 4 月 11 日	
	浜松市文化財保存事業費補助金交付要綱	平成 30 年 4 月 1 日	
	浜松市博物館ボランティア・市民学芸員設置要綱	平成 31 年 4 月 1 日	
要領	浜松市発掘調査委託要領	平成 24 年 4 月 1 日	
	浜松市博物館施設の利用許可に係る審査基準及び処分基準	平成 17 年 12 月 1 日	
基準	浜松市指定文化財及び浜松市選定保存技術の指定（認定）及び選定（認定）基準	平成 19 年 2 月 20 日	
	浜松市立賀茂真淵記念館の指定管理者に係る行政指導指針及び処分基準	平成 18 年 4 月 1 日	
	文化財保護法に基づく行為の停止の命令等に関する基準	平成 19 年 4 月 1 日	
	浜松市博物館観覧料の減免に係る審査基準及び処分基準	平成 18 年 12 月 1 日	

(3) 文化財行政に関する庁内組織、関連部署

本市の文化財行政に関する庁内組織や関連部局として、次に示す組織等が挙げられる。また、個別文化財の懸案ごとに、関連する組織は広がりを持つものと考えられる。

表 7-2 文化財行政に関する主な庁内関連部局

名 称	主な連携分野
危機管理監危機管理課	防災体制、災害対策
企画調整部企画課	文化財と三遠南信地域振興施策との連携
企画調整部広聴広報課	文化財に関わる広報活動
財務部アセットマネジメント推進課	文化財施設の管理方法、あり方の検討に関する連携
財務部公共建築課	文化財建造物の保護
市民部市民協働・地域政策課	文化財を通じた中山間地域の振興
市民部創造都市・文化振興課	文化振興、生涯学習の推進、創造都市の推進
市民部美術館	美術工芸品の収蔵、展示、調査研究
市民部中央図書館	文化財関係図書の収集、閲覧、文化財のデジタルアーカイブ事業
環境部環境政策課	希少動植物等、天然記念物に関連する情報共有
産業部観光・シティプロモーション課	文化財の観光分野等の活用
産業部農業水産課	文化的景観の保護等、文化財と農林水産振興施策の連携
産業部林業振興課	文化的景観の保護等、文化財と林業振興施策の連携
都市整備部土地政策課	歴史的風致維持向上計画に関わる連携
都市整備部緑政課	浜松城公園長期整備構想に関する連携
都市整備部公園課	歴史公園の企画立案、整備工事
都市整備部公園管理事務所	歴史公園の整備工事、管理運営
学校教育部教育総務課	無形民俗文化財の担い手育成に係る学校との連携等

(4) 静岡県、周辺市町との連携

静岡県文化財課は、令和2年(2020年)3月に、静岡県の今後の文化財の方向性を示す「静岡県文化財保存活用大綱」を策定した。本市は、この大綱と整合を図り、本計画を作成した。今後は、各々の事業を推進していく。

周辺市町とは、「全国史跡整備市町村協議会」や「同東海地区協議会」(県内12市町が加盟)などの会議を通じて情報交換を図っている。

(5) 国、他都道府県、指定都市、その他市町村との連携

文化庁には文化財類型ごとに専門性が高い文化財調査官が配属されており、文化財の取扱い等について今後も指導を仰ぐ。また、国指定文化財等の修理等については、国とともに事業者に対して助言を行うとともに、補助制度を活用してその保存と活用を支援する。

他都道府県、指定都市とは、「関東甲信越静岡文化・文化財行政主管課長協議会」「東海四県・政令指定都市文化財担当者会議」「指定都市文化財行政主管者協議会」などの会議を通じて情報の交換を図っている。

また、特定の文化財に関わる市町の連携事業として、堀尾吉晴公に関する史跡の歴史的・文化的価値の向上を目的とした研究会(島根県松江市、同安来市、愛知県大口町)への参加、民俗芸能を通じて湖西市、愛知県豊橋市、長野県大鹿村及び下條村など三遠南信地域の市町村と連携した「三遠南信ふるさと歌舞伎交流大会」の開催など、その他市町村との連携も深めている。

(6) 関係団体（順不同）

本市の文化財に関わる団体を以下に示す。

表 7-3 本市の文化財に関わる団体（1）

名 称	概 要
浜松市無形民俗文化財保護団体連絡会	平成25年(2013年)設立。無形民俗文化財を保護する団体が集まり、取組や課題などの情報を共有する団体（加盟21団体）。
一般社団法人 浜松史蹟調査顕彰会	郷土の文化的遺産を後世に伝え、郷土愛を育むことを目的に、賀茂真淵に関する調査活動等を行う。
一般社団法人 日本樹木医会 静岡県支部	樹木医の知識と技術を通じて、巨樹・名木等の文化財をはじめとする樹木、緑化、森林等の保全等の活動を行う。
公益財団法人 浜松市文化振興財団	市の外郭団体。優れた技術その他の文化の提供、交流、創造、発信を行うとともに、市民・地域の芸術文化活動を支援する活動を行う。
浜松アーツ&クリエイション	平成30年(2018年)発足。浜松市文化振興財団に置かれている組織。市民が主体となった文化芸術活動の活性化を図る中間支援を行う。
公益財団法人 静岡県建築士会	文化財建造物の研修会指定建造物の耐震予備診断、災害時に被災した歴史的建造物の応急危険度判定や応急措置などを行う。
特定非営利活動法人 静岡県伝統建築技術協会（通称 万匠会）	昭和56年(1981年)静岡県民俗建築技術協会として発足。伝統的建造物や技術の調査、保存、研究を担う。県内の多くの文化財建造物調査に携わる。
特定非営利活動法人 古材文化の会	平成6年(1994年)任意団体「古材バンク」として設立。事務局は京都府。民家再生、古材を再利用した家や家具造りを行う。
特定非営利活動法人 三遠南信アミ	地域の住民や三河、遠州、南信州の歴史、文化、民俗、伝統芸能、観光、特産品などや地域の課題についての調査、編集、情報提供に関する事業を行う。
特定非営利活動法人 ふくろうの森委員会	舞阪地域において育まれてきた歴史、文化、産業を次世代に継承していくとともに、様々な地域課題の解決等を進める。
特定非営利活動法人 歴史と民話の郷さくまを守る会	佐久間地域の住民や都市住民に対し、先人が残した有形無形の伝承・伝統文化・民俗芸能や生業、暮らしを紹介する。
特定非営利活動法人 出世の街浜松プロジェクト	浜松市が有する歴史的背景や文化遺産を広く伝えるため、浜松市と家康公のゆかりをPRするイベントやセミナー等を開催する。
特定非営利活動法人 みらいネット浜松	まちづくりの推進を図る諸活動を行う。地域遺産の冊子作成、地域遺産の標識設置などを実施。
特定非営利活動法人 奥浜名湖観光まちづくりねっと	奥浜名湖の自然、歴史、文化、特産物などの地域資源を掘り起こし、情報提供や地域資源の保全、育成、活用を進めるための観光まちづくり事業を行う。
特定非営利活動法人 山に生きる会	天竜区水窪町を拠点に、山の自然を保護する活動、ふるさとの伝統文化・芸能を保存する活動を行う。
特定非営利活動法人 縄文楽校	自然と人と物が調和した社会を目指し、自然環境を取り戻すことにより、人間性回復を図り、人々の豊かな心を育むことを目的とする。
特定非営利活動法人 サンクチュアリーエヌピーオー	昭和61年(1986年)設立。市指定天然記念物「浜松海岸のアカウミガメ及びその産卵地」の保護活動などを行う。
特定非営利活動法人 こいねみさくぼ	北遠地域の伝統文化・歴史を継承し、それらを踏まえて観光資源を研究開発し経済活動の活性化を目指す。
特定非営利活動法人 旧鈴木家跡地活用保存会	東区中郡町にある万斛庄屋公園（旧鈴木家跡地）の保存と活用を担う。
特定非営利活動法人 かわなの里ほぐせんぼ	北区引佐町川名・新田地域住民及び周辺住民に対し、農地や山林の活用・保全を行う事業、伝統文化を活性化する事業等を実施する。
特定非営利活動法人 浜松市東区の自然と文化を残そう会	東区を中心とした地域にある自然と文化を維持・継承する事業を幅広い連携の中で実施する。
特定非営利活動法人 伝統文化・芸能・屋台囃子学習会	屋台囃子等の伝統文化・芸能に関する学習会を開催し、子供たちに伝統文化・芸能に関する興味、関心を持たせるとともに、指導者を育成する。
姫街道連絡協議会 姫街道未来塾	姫街道沿いの活動団体が集まり、より深い歴史の物語をお互いの活動によって学ぶとともに、次の世代に伝える活動を行う。

表7-4 本市の文化財に関わる団体（2）

名 称	概 要
二俣未来まちづくり協議会	天竜区・二俣地域の魅力を再発見する取組や、天竜区役所との協働による地域活性化を行う。
二俣みがきの会	平成19年度（2007年度）設立。天竜区二俣地域を中心に、歴史的建造物や路地などの地域資源を巡るツアーガイドの企画運営などを行う。
遠州山辺の道の会	平成22年度（2010年度）設立。浜北区内に位置する遺跡や寺社などを結ぶ歴史散策ルート「遠州山辺の道」を整備、保護・活用する。
浜北文化協会 郷土史部	広く文化の向上を図り、郷土文化の振興に寄与することを目的とする。浜北区内に所在する石造物や社寺など、郷土の文化財の調査を主体的に実施。
姫まつ倶楽部	姫街道の松並木と地域住民との共生を図ることを目的に平成15年（2003年）に設立。有志が松並木の清掃活動など姫街道の保存と活用に取り組む。
公益財団法人 浜松・浜名湖ツーリズムビューロー	浜松市及び周辺地域へのコンベンション誘致や観光振興を担う。
その他観光協会、ガイドの会など	舞阪町・奥浜名湖・三ヶ日町の各観光協会、浜松観光ボランティアガイドの会、奥浜名湖観光ガイドの会、天竜ふるさとガイドの会など。
遠州常民文化談話会	昭和56年（1981年）に「浜松常民文化談話会」として発足。市内の民俗調査を継続している。民俗誌『水窪の民俗』、『佐久間の民俗』を刊行。
静岡県民俗学会	静岡県を中心とした民俗学研究者で組織される研究学会。昭和50年（1975年）結成。会誌『静岡県民俗学会誌』を刊行する。
静岡県地域史研究会	静岡県を中心とした地域史研究者で組織される研究学会。会誌『静岡県地域史研究』を刊行する。
静岡県考古学会	静岡県を中心とした考古学研究者で組織される研究学会。会誌『静岡県考古学研究』を刊行する。
静岡近代史研究会	静岡県を中心とした近代史研究者で組織される研究学会。『静岡近代史研究』を刊行する。
静岡古城研究会	静岡県を中心とした城郭研究者で組織される研究学会。会誌『古城』を刊行する。

2 計画の進捗管理と評価

(1) 計画の進捗管理と評価

本計画に関わる文化財保護活用全般についての取組や、重点的に取り組む事業については、本計画の進捗管理・事業評価に関する庁外検討会を開催し、進捗管理と評価を行う。各事業において著しい遅延や、新規に優先すべき事業が発生した場合などは、見直しを図り、統合や廃止等を検討する。また、各事業において、潜在的な文化財関係者の事業参画に支障をきたしている場合には、その具体的な推進方法、内容について見直しを進める。

表 7-5 進捗管理と評価を行う項目、事業

項目	計画 進捗	進捗 評価	今後 評価	総合評価
恒常的に取り組む事業（恒常事業、第5章3）				
恒1 文化財調査顕彰事業				
恒2 文化財保護継承事業				
恒3 文化財施設公開事業				
恒4 文化財活用地域連携事業				
恒5 埋蔵文化財調査事業				
恒6 博物館運営事業等				
重点的に取り組む事業（重点事業、第6章4）				
重1 二俣城跡及び鳥羽山城跡保存活用事業				
重2 光明山古墳保存活用事業				
重3 蜷塚・伊場遺跡再生プロジェクト				
重4 三岳城跡保存活用事業				
重5 浜松城跡保存活用事業				
重6 入野古墳保存活用事業				
重7 浜松市認定文化財活用事業				
重8 旧田代家住宅保存活用事業				
重9 内山家住宅保存活用事業				
重10 中村家住宅保存活用事業				
重11 歴史的建造物保存活用事業				
重12 地域遺産センター整備事業				
重13 無形民俗文化財活性化事業				
重14 指定文化財等デジタルアーカイブ事業				
重15 秋葉信仰関連文化財群保存活用事業				
重16 美術工芸品保存活用事業				

計画進捗 S：計画より進んでいる A：計画通り B：遅れている C：未実施

進捗評価 A：現状維持 B：保留（進捗せず） C：計画の見直しが必要

今後評価 A：事業継続 B：他事業への移行・統合を検討 C：廃止

総合評価 各事業内容について、文章によって総合評価を行い、分析・課題を踏まえ、今後の方向性を示す。

※博物館の事業は、別途博物館協議会において評価する。